

議案第161号

さいたま市大宮区役所駐車場条例の制定について
さいたま市大宮区役所駐車場条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市大宮区役所駐車場条例

(設置)

第1条 大宮区役所庁舎を利用する市民の利便に資するため、さいたま市大宮区役所駐車場（以下「駐車場」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。

(供用時間等)

第2条 駐車場の供用時間は午前零時から午後12時までとし、自動車の入場又は出場をさせることができる時間は午前8時から午後10時までとする。ただし、市長は、事情によりこれらを変更することができる。

(利用できる自動車)

第3条 駐車場を利用できる自動車は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車であって、長さ5.5メートル、幅2.0メートル及び高さ2.3メートルをそれぞれ超えないもの
- (2) 道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車及び三輪自動車以外のもの

(駐車場の使用料)

第4条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、市長に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用できる自動車及び使用料の特例)

第5条 特別の理由により、第3条に規定する自動車以外の自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をした場合において、使用料の額が前条の規定により定めた額によりがたいと認めるときは、その都度これを定める。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により駐車場を利用することができないと市長が認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者があるときは、その者から徴収を免れた使用料のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(使用料の不徴収)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させるときは、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が、規則で定める施設等で公務を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用料を徴収することを不相当と認める自動車

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 規則で定める施設等の利用の認証を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の構造又は管理上駐車を不相当と認めたとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は駐車場の係員の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第11条 利用者は、駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の休止)

第13条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 単位 | 金額 |
|-------|------------------|------|
| 基本使用料 | 20分までにつき1台 | 100円 |
| 超過使用料 | 超過時間20分までごとにつき1台 | 100円 |